

(仮称) 輪島 ウィンドファーム 事業  
環境影響評価準備書 についての  
意見の概要と 当社の見解

令和 4 年 1 月

電 源 開 発 株 式 会 社

## 目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3
2.1 事業計画	3
(1) 事業計画全般	3
2.2 環境影響評価	4
(1) 環境全般	4
(2) 騒音	5
(3) 水質	6
(4) 動物（コウモリ類）	6
(5) 動物（鳥類）	14
(6) 動物（生態系）	17
(7) 景観	17
(8) 情報公開	18

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を令和3年10月28日（木）に公告し、公告の日から起算して1ヶ月間の縦覧に供した。令和3年10月28日（木）以降、令和3年11月29日（月）までを閲覧期間、令和3年11月13日（土）及び14日（日）を住民説明会とした。

#### (1) 公告の日

令和3年10月28日（木）

#### (2) 公告の方法

公告として、令和3年10月28日（木）付の日刊新聞紙「北陸中日新聞（朝刊）」、「北國新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・電源開発株式会社 ホームページに令和3年10月28日（木）より掲載（別紙2参照）

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

また、公告とは異なるものの、地域の方々にできる限り周知するために、令和3年10月29日発行の折り込みチラシ「アミューズワジマ まちかど伝言板」、令和3年10月29日発行の折り込みチラシ「越後屋」にお知らせを掲載した（別紙1参照）。その他、石川県、輪島市のホームページにも準備書の縦覧に係るお知らせを掲載した（別紙3参照）。

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す5箇所にて縦覧を実施した（別紙4参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・石川県庁行政情報サービスセンター
- ・奥能登総合事務所総務企画部企画振興課
- ・輪島市役所本庁舎
- ・輪島市立図書館
- ・門前総合支所

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和3年10月28日（木）から令和3年11月29日（月）まで
- ・縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（輪島市立図書館を除く）  
：午前9時30分から午後6時（土日祝は午後5時）（輪島市立図書館）  
（開庁・開館時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。）

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は2名であった。

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 3 年 11 月 13 日 (土) 14 時～17 時	西保公民館 (輪島市大沢町ホサソ 201-3)	16 名
令和 3 年 11 月 14 日 (日) 14 時～17 時	大屋公民館 (輪島市小伊勢町丸垣内 22-1)	13 名

## 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和 3 年 10 月 28 日 (木) から令和 3 年 12 月 13 日 (月) まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた (別紙 1 参照)

- ① 電源開発株式会社への書面の郵送
- ② 準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 8 通であった。

## 第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は8通70件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

#### 2.1 事業計画

##### (1) 事業計画全般

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	<p>大規模工事に伴う土砂災害の発生や保水力低下、地下水脈変動と枯渇、沿岸への影響</p> <p>1基の造成工事で幅約20m、深さ約10mの鉄筋コンクリート構造の基礎工事、この上に支柱を組立てる計画と説明を受けた。また、資材置場及び駐車場を併せて約2,500㎡の用地が必要になると説明を受けてきた。</p> <p>①私どもの要請で事業者は沈砂池の設置と各計画地におけるボーリング調査を実施し、コアを保存するとの説明を受けている。このことを改めて確認したい。</p>	<p>現在、想定している基礎構造は、幅約20mですが、深さについては各地点の地質等によって数mから10mを超える場合もあります。今後の詳細設計を通じて具体的に検討させて頂く点をご了承頂きたく存じます。風力発電機1基あたりの工事ヤードについても約2,500㎡とお伝えしましたが、周辺の地形によってはそれよりも広めに設定させて頂く可能性があります。</p> <p>ボーリング調査のコアについては、保管する旨をお伝えしておりましたが、記録が正確に取れたことからコア自体は適正な手続きで廃棄しております。誤った情報をお伝えしてしまい申し訳ございません。</p>
2	<p>「準備書」では基礎工事に関わる図面が少ない。掘削で生じる土砂の容量を知りたい。また、この残土は、どのような工法・工程で処理されるか伺いたい。</p>	<p>現時点での計画における切土、掘削により発生する土量は約25万㎡です。当該掘削土は、工事ヤードや沈砂池、搬入路等の造成時に約5万㎡を再利用する計画であり、搬入路脇に車両の離合や資機材を仮置きするための造成地を作るために約20万㎡を再利用させて頂く予定です。</p>
3	<p>「準備書」では沈砂池の図面と堆砂量40㎡と記載されている。②と関連するが、この容量で流出土砂が溢れないのか、算出根拠を知りたい。</p>	<p>沈砂池容量については、森林法における林地開発許可基準に基づき、裸地からの流出土砂量と浚渫回数を設定した上で、それらの土砂が溢れることが無いよう設定しています。</p>
4	<p>「準備書」p.39 基礎構造図でアンカーの杭の寸法及び打ち込む深さを知りたい。</p>	<p>風力発電機の基礎については、地質調査結果を踏まえて、直接基礎又は杭基礎のどちらかを選択することとなります。</p> <p>これら基礎の構造や杭基礎の場合の深さ・寸法等については、地質調査結果を踏まえた上で、今後の詳細設計を通じて具体的に検討することとなります。</p>
5	<p>搬入路拡張等に伴う切り土・盛土法面からの土砂流出・崩落防止と万一の災害発生後の原状復旧と再発防止の対処を伺いたい。</p>	<p>工事中の切土・盛土面は、降雨等により流出、崩落しやすくなりますが、水路や小段等を作りながら、流出・崩落防止を図ります。</p> <p>万が一、災害等が発生した場合は、その原因を究明し、速やかに復旧するとともに、再発防止を立案のうえ、工事を再開します。</p> <p>なお、当社は半世紀以上にわたり、ダムを含む水力、火力、風力発電所を多数建設しており、土工事の豊富な経験を有しています。</p>
6	<p>造成工事後から稼働時における事故発生の懸念</p> <p>造成工事後の斜面や法面・盛土の崩落、降雨による土砂流出、稼働時における台風や冬の暴風、落雷等による部品落下や倒壊等の事故が危惧される。万一、事故が発生した場合の対処及び補償について伺いたい。</p>	<p>造成工事の着手以降は、現場事務所の保守員が日常的に現地確認を実施し、事故や不具合の未然防止に努めてまいります。万が一本計画に起因する事故が生じた場合には、早期復旧や再発防止と併せて関係者様への補償をさせて頂きます。</p>

## 2.2 環境影響評価

### (1) 環境全般

No.	一般の意見の概要	事業者見解
7	<p>テレビ中継塔・太陽光等の断続的遮断(シャドーフリッカー)による影発生による影響</p> <p>風力ブレードによるテレビ地上波の乱れや太陽光の規則的遮断(ストロボ現象)により精神的圧迫や健康被害の事例報告を聞いている。どのような対策を講じられるのか伺いたい。また、動物とりわけ鳥類は敏感で、この場所から退避し個体数が激減したことの研究報告書が提出されている。</p>	<p>①テレビ受信障害 テレビ中継局と風力発電機等の工作物との位置関係で電波を遮る可能性がある地区については、事前調査を行い、影響が生じる場合には、高性能アンテナへの取り換え等の対策を検討させていただきます。</p> <p>②シャドーフリッカー(ヒトの健康被害) お住まいの住居に風車の影(シャドーフリッカー)の影響を生じることが想定される場合には、目隠しとなる樹木等を住居脇に設置させて頂いたり、室内にカーテンやブラインドを設置させて頂く等の対策を検討させていただきます。</p> <p>③動物や鳥類への影響 情報のご提供ありがとうございます。風力発電機による鳥類の生息数の影響については、増加したとの報告もあり、その影響の有無や要因については解明されていないところも大きいと考えています。したがって、事業者としても、情報の収集に努めながら、環境影響の低減に努めてまいります。</p>
8	<p>能登半島は、風光明媚。自然豊かで国や県指定の文化財や景勝地が多数あり、一部は能登半島国定公園にも指定されています。また、縄文・真脇遺跡に代表されるように歴史遺跡が多くあります。能登キリコ、輪島塗などの伝統文化もあり「能登はやさしや土までも」という慣用語があるほど日本の原風景が広がる地域です。</p> <p>県も能登を「観光立国」と考え、「のと里山海道」、「能越自動車道」、「能登空港」、「奥能登縦貫道」を整備し、生活道路の役割だけでなく観光客も利用しやすくしています。2011年6月「能登の里山里海」は世界農業遺産に登録され、観光地として有名な「白米の千枚田」、「江戸時代から続く揚げ浜塩田」などがあります。他に県は「石川自然百景」「石川自然百景巡る道」を制定し観光に力を入れています。</p> <p>これらは北陸新幹線開業とともに「能登観光ブーム」が到来し近年ではインバウンド客のみならず自然豊かな能登に移住して事業を興す人も増えています。</p> <p>能登を訪れる観光客はノスタルジーを感じて訪れるのであり、そこに能登の文化、景観にふさわしくない風力発電施設の林立はせっかく盛り上げてきた観光客や移住者の入り込み減少の要因になりかねません。</p> <p>風力発電施設建設の際は景観を重視し、移動や基数減少を視野に入れて準備書を作成する必要があります。また、その際のアセスメント結果によっては事業計画の廃止も検討してください。</p> <p>以下に貴事業所の準備書について私のわかる範囲内で意見を述べます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本事業の対象事業実施区域である能登半島はご意見をいただいておりますとおり、昔ながらの里地里山が地域の皆様のお力で維持され、また、こういった地域において育まれた文化が作り出す日本人の原風景とも呼べる景観が残されている地域と考えております。</p> <p>一方で、本計画は、世界的に課題とされている地球温暖化問題に対する解決策の一助となるように、地域の資源である再生可能なエネルギーである風力をお借りし、事業を進めさせていただくものとなります。</p> <p>当社としましては、地域の重要な景観の維持と、地球温暖化対策のどちらも実現されるべきものと考えており、本環境影響評価手続きやその他様々な場で皆様のご意見を伺いながら、また、我々の考えをお伝えしながら、地域の皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>なお、ご意見にございます能登半島では当社が関わっております風力発電事業はございませんが、日本全国で風力発電所を運営させていただいており、これら既設風力発電所で培ったノウハウなどを最大限活かしながら、景観を含めた環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。</p> <p>※下線部については、ご意見の趣旨を踏まえて、当社において、修正をさせていただきました。</p>
9	<p>・能登地域には国定公園、鳥獣保護区、世界農業遺産、ふるさと景観、にほんの里100選など「自然豊かな地域」としてのイメージが定着しています。「自然豊かな奥能登」のイメージを壊さないような第三者が納得できるようなアセスメントをお願いします。</p>	
10	<p>・貴社は、既に同じ能登半島に貴社が関わった風力発電所が稼働しています。それらのアセスメントや稼働後のアセスメントの結果を生かした準備書の作成が望まれます。</p>	

No.	一般の意見の概要	事業者見解
11	<p>・貴社の計画地近くに「輪島コミュニティウインドファーム（10基）」、「輪島風力発電所（5基）」が稼働しています。同じ能登半島珠洲市に「珠洲風力第1,2発電所30基」が稼働しています。その近くに（仮称）珠洲大谷峠ウインドファーム事業（日本風力サービス株式会社）が建設計画を立てましたが計画を断念したようです。</p>	
12	<p>・能登半島には現在77基の風力発電所が稼働しています。それに加え176基の計画中の風力発電所があり、全部建設されると257基になります。これでは「自然豊か」と言われる能登半島も生態系が崩れ、二度と回復できない自然となり能登の魅力がなくなるでしょう。輪島市周辺も風車計画林立区域です。欲張らずに計画断念をお願いいたします。</p>	
13	<p>原子力や化石燃料による発電でなく、再生可能エネルギーによる発電という世界的な流れは重要です。その意味では、風力発電に賛成ですが、地上での風力発電は大きな自然破壊を伴います。長い間に形作られた山地の地形や草木・そこに住んでいる小から大の生き物達にとっては破壊以外の何ものでもありません。この自然は目に見える経済的価値は生まなかったかもしれませんが、生活や海の生き物に必要な水資源として、あるいは澄んだ空気を生み出す存在として、ずっとバランスのとれた関係を地域と結んできたと思うのです。</p> <p>あちこちで発生している自然災害が、この工事が主原因となって発生しないよう、慎重に進めてもらいたいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。工事中の切土・盛土面は、降雨等により流出、崩落しやすくなりますが、水路や小段等を作りながら、流出・崩落防止を図ることで自然災害を誘発することがないように事業検討を進めて参ります。また、地域住民の方々の生活や動植物の生息環境を可能な限り維持するために、より環境負荷の少ない事業計画となるよう引き続き検討し、地域住民の皆様にご理解を頂けるよう努めて参ります。</p>

## (2) 騒音

No.	一般の意見の概要	事業者見解
14	<p>2018年時点で、発電機直下の地上で騒音が100dB（デシベル）の資料の提示を受けた。このレベルであれば国電ガード下並みの騒音で、1,000m圏内は40dB以上で、夜間は音が湾曲して下降により睡眠障害を招く可能性から計画変更が必要と考えた。また、当初の提示データでは20Hzの低周波音（内臓・臓器に響く）は直下で59dBから影響は少ないと推測するが、医学的には殆ど未解明である。</p> <p>2021年になり多極式発電機の採用で直下の騒音は65dBに大幅軽減すると事業者から説明を受けた。音は10dB下がると音の強さは1/10となり、35dB下がると音の強さは約1/3,000になる。また、距離が10倍になると音の強さは1/1,000になる。この騒音65dBが事実なら、極一部の家屋を除き30dB以下と算出できる。300m付近には水田が散在するが、50dB以下と算出できることから、騒音に関しては農業・林業への大きな支障はないと考えている。</p> <p>「準備書」p.40では騒音レベルが最大105dBと記載されている。騒音レベルが65dBが間違いない事実であるのか、改めて確認したい。</p>	<p>準備書 P.40 で記載した 105dB はナセル付近（地上高 85m）における風力発電機の騒音パワーレベルです。また、このパワーレベルに基づき、予測を行った結果、風力発電機直下の地上高における騒音レベルは約 55dB～57dB になります。</p>
15	<p>図 10.1.1-20 (1) の意味を詳しく説明してほしい</p>	<p>図 10.1.1-20 は、騒音レベルとハブ高さの風速との相関の有無を示しています。測定した騒音レベル（LA90）の 10 分値と同じタイミングの 10 分間平均風速を図にプロットしたものです。一般的には、風速が増加すると風の音や周囲の樹木の揺れにより騒音レベルが増加することが考えられます。ただし、今回の調査結果では、年間を通じて多くの地点で風速の増加に伴う騒音レベルの増加は見られない結果となりました。これは、虫や鳥のさえずり、近傍水路や河川の流水音といった風以外の周囲</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		の音環境が存在していたことを示唆すると考えています。
16	表 10.1.1-41 と 42「風速を非考慮」「稼働時の風速条件における」とはどういことかわかりやすく書いてほしい。	環境騒音の調査は「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省)に基づいて実施しました。表 10.1.1-41 の環境騒音の調査結果(風速を非考慮とした調査結果)は前者の JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づき実施し、調査期間中の風速は考慮せず、調査時間内の等価騒音レベルの測定結果を示しています。一方、表 10.1.1-42 の環境騒音の調査結果(風力発電機稼働時の風速条件における調査結果)は後者の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(以下、マニュアル)に基づき、風力発電機が稼働する風速状況(カットイン風速～カットアウト風速)を有効風速として、この範囲内風速時の測定結果を抽出し、残留騒音として等価騒音レベルを算出しております。

### (3) 水質

No.	一般の意見の概要	事業者見解
17	「準備書」で、樹木の樹根除去を伴う伐採・表土剥離の面積が 21.18ha と記載されている。植林や採炭の際の切株を残す伐採とは異なり、保水力が失われ川から海へのミネラル供給も減少することで周辺環境に与える影響は多大である。このことへの対策を伺いたい。	造成に伴う裸地化により、雨水流出量は一時的に増加しますが、改変箇所は極力舗装などは行わないこと、また、素掘りの沈砂池を設け、地下浸透を促すこと、さらに、造成工事終了後には速やかに緑化を行うことにより、造成に伴う影響の低減に努めます。
18	大規模な工事に伴う地下水脈の変動と田畑・飲料水の枯渇が心配される。万一の場合の対策と補償を伺いたい。大沢町、下山町は、より影響が大きいと思える。	地域の方々のご懸念については、今後、各地区とご相談しながら、万一の場合は、代替水源を確保するなどの対策を検討します。

### (4) 動物(コウモリ類)

No.	一般の意見の概要	事業者見解
19	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者「電源開発株式会社」及び委託先「アジア航測株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	環境影響評価準備書に対していただいたご意見につきましては、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することといたしますが、要約しないことを明記いただいたご意見につきましては、要約せずに記載することとします。
20	<p>■2. 事業者(電源開発)及び委託先(アジア航測)の図書は信頼できない</p> <p>事業者及び委託先は「(仮称)上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体(鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類)を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたい。一般的にこのような行為は『事実の隠蔽』と呼ぶ。</p> <p>法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるこのようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。本事業の図書においても、コウモリ類の保全措置は不適切な部分が多く、強い不信感を抱いている。</p>	<p>上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載いたしました。</p> <p>結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めて参ります。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
21	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>採用する風力発電機は確定していませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。</p>
22	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？</p>	<p>本事業で採用する風力発電機の機種はまだ確定はしておりませんが、カットイン風速値を任意に変更できるか否かにつきましては、メーカーの仕様によりますので、機種によって異なります。</p>
23	<p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>弱風時のフェザリングは実行可能です。</p>
24	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>
25	<p>■7. コウモリ類の保全措置について 2020年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が開始する風速）の値を上げることと風車を風と並行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※「コウモリ学 適応と進化」 p229（2020年8月、船越公威）</p>	<p>本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>
26	<p>■8. 事業者は「できる限りのコウモリ類の保全措置」をするつもりがないので、FIT不適格 事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている（■6、■7）。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりであろう。カットインをあげるなどコウモリの保全措置には経済的コストが生じるが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の1%以下）。本事業者は「できる限りの保全措置を実施しない」ので、本事業へFITを適用し再エネ賦課金を支払うのは「適切ではない」。</p>	<p>本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に専門家意見を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>
27	<p>■9. 事業者は「できる限りのコウモリ類の保全措置」をするつもりがないので、FIT不適格2 本事業者である「電源開発株式会社」とその委託先「アジア航測株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げるこ</p>	<p>本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>と及び低風速時のフェザリング)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施するべきである。しかし事業者は「できる限りの保全措置を実施しない」ので、本事業へFITを適用し再エネ賦課金を支払うのは「適切ではない」。</p>	<p>環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>
28	<p>■10. P757 ヤマコウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近・接触)が不適切1</p> <p>「風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード、タワーへの接近・接触により、個体の死傷等の影響が生じる可能性がある。なお、環境保全措置として、餌となる昆虫類を誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード、タワーへの接近・接触による影響を低減できるものと予測する」とある。</p> <p>「ライトアップを実施しないことから、ブレード・タワーへの接近・接触を低減できる」との主張だが、「ライトアップをしていない施設」においてヤマコウモリのバットストライクは発生している。※嘘をつくな。</p> <p>本準備書に記載しているヤマコウモリの予測は「適切とはいえない」。</p> <p>※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業事後調査報告書」(平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウインド) 福島県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。したがって、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風力発電機への接近・接触の影響は低減できるものと考えております。一方で、ご指摘のとおり、ライトアップをしていない施設においてバットストライクが生じている事実も認識しております。</p> <p>準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。今後は、これらの環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めますが、一方で、予測の不確実性は否定できないことから、で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>
29	<p>■11. P758 コウモリ目 1 の予測結果(ブレード、タワーへの接近・接触)が不適切</p> <p>「設置高度 50m で 4,290 回の確認があったが、そのうち風力発電機が回転を始めるカットイン風速である 3.0m/s 未満での確認が 82.2%であった。このため、風速 3.0m/s 以上で確認されたものの一部については、風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード、タワーへの接近・接触により、個体の死傷等の影響が生じる可能性がある。なお、環境保全措置として、餌となる昆虫類を誘引する可能性のあるライトアップを実施しな</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。したがって、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風力発電機への接近・接触の影響は低減できるものと考えております。一方で、ご指摘のとおり、ライトアップをしていない施設においてバットストライクが生じている事実も認識しております。</p> <p>準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に、事業者の</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>いことから、ブレード、タワーへの接近・接触による影響を低減できるものと予測する。」とある。</p> <p>だが、「ライトアップをしていない施設」においてコウモリ類のバットストライクは発生している※</p> <p>よって、本準備書に記載しているコウモリ類の環境保全措置(ライトトラップを実施しないこと)により、「バットストライクを低減できる」とはいえない。これ以上コウモリを殺すな。</p> <p>※45 個体 (4 種、1~32 個体)、2015、07 までに調べた 6 事業 「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11、2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体 「会津布引高原風力発電所設置事業事後調査報告書」(平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウインド) 福島県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体 「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体 「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体 「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体 「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体 「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体 「(仮称) 新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体 「(仮称) 新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p>	<p>実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。今後は、これらの環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めますが、一方で、予測の不確実性は否定できないことから、で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>※ヒナコウモリ科の一種 2 個体 「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県</p> <p>※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体 「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3 年 3 月、株式会社A-WINDENERGY) 秋田県</p> <p>※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体 「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体 「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体 「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県</p>	
30	<p>■12.「ライトアップの不実施によりバットストライクの低減効果がみられた」というエビデンスは存在しない。</p> <p>「設置高度が 50m で 4,290 回の確認があったが、そのうち風力発電機が回転を始めるカットイン風速である 3.0m/s 未満での確認が 82.2%であった。このため、風速 3.0m/s 以上で確認されたものの一部については、風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード、タワーへの接近・接触により、個体の死傷等の影響が生じる可能性がある。なお、環境保全措置として、餌となる昆虫類を誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード、タワーへの接近・接触による影響を低減できるものと予測する。」とある。</p> <p>事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップを実施しない」ことを掲げたが、「ライトアップの不実施によりバットストライクが『低減』された」というエビデンスは、これまでのところ存在しない。</p> <p>一方で、2020 年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と並行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。</p> <p>『エビデンスのない保全措置のみを恣意的に採用』し、『エビデンスのある保全措置を採用しない』行為は『適切とはいえない』。事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。これ以上コウモリを殺すな。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月、船越公威)</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。したがって、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風力発電機への接近・接触の影響は低減できるものと考えております。一方で、ご指摘のとおり、ライトアップをしていない施設においてバットストライクが生じている事実も認識しております。</p> <p>準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。今後は、これらの環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めますが、一方で、予測の不確実性は否定できないことから、で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>
31	<p>■13.「事後調査」は日本のアセス制度の抜け穴</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等にご助言をいただきながら、検討・実施するとともに、その結果について、報告書として公表します。</p>
32	<p>■14. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の死骸探索調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p>	<p>コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)につきましては、事後調査に定める月二回の調査は現地調査経験を積んだ生物調査員が行う計画です。また、その他に、風力発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>*平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）p213. NEDO, 2018.</p>	<p>限り多くの情報収集に努めることとします。なお、詳細な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。</p>
33	<p>■15. コウモリ類の死骸探索調査について          コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、          ①コウモリ類の死骸探索は、1 基あたり連続 3 日以上          の調査を、毎月 2 回以上の頻度で行うか、あるいは、3 日          に 1 回以上の頻度で実施すること。          ②死骸探索調査は日の出より開始すること。          *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等          導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業          環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設          等における環境影響実態把握 I 報告書）          p213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）につきまして          は、事後調査に定める月二回の調査は現地調査経験を積          んだ生物調査員が行う計画です。また、その他に、風力          発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な          限り多くの情報収集に努めることとします。なお、詳細          な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。</p>
34	<p>■16. コウモリ類の死骸探索調査について 2          前述の意見について事業者は「生物調査員による事後          調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにお          こなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者          と生物調査員とはコウモリ類の死骸発見率が全く異な          ることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで          」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウ          モリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろう          が）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調          査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上          で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）につきまして、          風力発電機の定期点検時に生物調査員以外が死骸の確認          を行う際には、事前に生物調査員による調査方法の講習          を行った上で実施する計画です。また、コウモリ類の死          骸消失率につきましては、実験を行うためのコウモリ類          の死骸の入手が困難であることから、下記の資料にある          小型鳥類の死骸消失率を参考にすることとします。          平成 26 年度～平成 28 年度成果報告書 順応的管理手法          の開発（NEDO、平成 29 年）</p>
35	<p>■17. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施する          こと          コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、          そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、          観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十          分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実          施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査          については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬          虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確          保すること。</p>	<p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）につきまして          は、事後調査に定める月二回の調査は現地調査経験を積          んだ生物調査員が行う計画です。また、その他に、風力          発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な          限り多くの情報収集に努めることとします。なお、詳細          な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。</p>
36	<p>■18. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バット          ディテクターを設置すること          コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する          上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパの          ガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条          件」、「死亡数」を調べる。「コウモリの活動量」を調          べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置          し、日没 1 時間前から日の出 1 時間前後まで毎日自動録          音を行い、同時に風速と天候を記録すること。          ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のための          ガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration          of bats in wind farm projects Revision 2014”          EUROBATSPublication Series No.6」          ,          (https://www.eurobats.org/sites/default/files/docu          ments/news/Publication_NO_6_Japanese.pdf)</p>	<p>コウモリ類の活動量と気象条件との関係性は、本環境          影響調査において、風況観測塔にフルスペクトラム方式          バットディテクターを取り付け、年間の音声データを取          得することで把握しており、その結果を基に予測評価を          行っております。結果として、衝突のリスクは著しく大          きいものではないと判断した上で、予測結果に不確実性          を伴うことから事後調査を実施することとしています。          バットストライクに関する事後調査結果については、          上記の調査によって得られたコウモリ類の種毎の活動量          と気象条件の相関関係を基に、バットストライクの内容          及び発生時の気象条件等を踏まえた分析を行います。ま          た、この分析結果によって、環境影響の程度が著しいこ          とが明らかとなった場合、専門家の助言を得て、追加の          環境保全措置を講じることとしています。</p>
37	<p>コウモリ類について          欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受          ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており          （バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において          重点化されている。</p>	<p>計画段階環境配慮書に対して環境の保全の見地から頂          いたご意見は、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、          原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しない          ことと明記されたご意見は、原文のまま記載することと          いたしました。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。</p>	
38	<p>1. (303)に記載されているコウモリ類の専門家へのヒアリングは方法書に対するものである。なぜ準備書についてコウモリ類の専門家にヒアリングをおこなわないの理由を述べよ。</p>	<p>現地調査の結果、重要な種の確認が限られていたことから、準備書段階でのヒアリングを実施いたしません。今後、必要に応じてヒアリングを実施いたします。</p>
39	<p>2. (618)でアブラコウモリの推定根拠として「HD バットディテクターでピーク周波数 47-49kHz, チュピチュピと聞こえる観察音から推定した」と記載されているが、ヘテロダイン方式ではピーク周波数を決定することはできない。また聞こえてくる音はチューニング位置によって異なることから、非科学的な調査結果である。</p>	<p>ヘテロダイン方式のバットディテクターは、バットディテクター調査で一般的に用いられています。本方式によるこれまでの調査の経験を踏まえて、種の推定を行いました。</p>
40	<p>3. (618)でヤマコウモリの推定根拠として「HD バットディテクターでピーク周波数 20kHz, タンッ、タンッと聞こえる観察音から推定した」と記載されているが、ヘテロダイン方式ではピーク周波数を決定することはできない。また聞こえてくる音はチューニング位置によって異なることから、「2」同様、非科学的な調査結果である。</p>	<p>ヘテロダイン方式のバットディテクターは、バットディテクター調査で一般的に用いられています。本方式によるこれまでの調査の経験を踏まえて、種の推定を行いました。</p>
41	<p>4. (618)でユビナガコウモリの推定根拠として「HD バットディテクターでピーク周波数 50kHz, ダダダと聞こえる観察音から推定した」と記載されているが、ヘテロダイン方式ではピーク周波数を決定することはできない。また聞こえてくる音はチューニング位置によって異なることから、「2」および「3」同様、非科学的な調査結果である。</p>	<p>ヘテロダイン方式のバットディテクターは、バットディテクター調査で一般的に用いられています。本方式によるこれまでの調査の経験を踏まえて、種の推定を行いました。</p>
42	<p>5. (618)の記載内容から、コウモリ類の調査手法を理解していない調査員による調査および結果の考察がなされたものであり、極めて未熟なアセスメントであると評価せざるを得ない。</p>	<p>コウモリ類の調査にあたっては、現地調査経験を積んだ生物調査員が担当して調査を行いました。</p>
43	<p>6. (618)の「コウモリ目」の学名について注釈5に「ヒナコウモリ科は複数種の可能性が考えられることから種の特定を控え、同科の種が出現した場合は種数の合計に計数しなかった」と記載されているが、表の記載と不整合しており、意味がわからない。なぜ「コウモリ目」=「ヒナコウモリ科」なのか。</p>	<p>注釈が分かりにくくて申し訳ございません。</p> <p>フルスペクトラム方式のバットディテクターによって確認された音声に、ヒナコウモリ科の種のほか、オヒキコウモリ科のオヒキコウモリと想定されるものも含まれていたことから、「ヒナコウモリ科」に限定せず、「コウモリ目」として整理しました。</p>
44	<p>7. (618)の「コウモリ目」の学名として「Chiroptera fam. gen. sp.」と記載されているが、注釈5を解釈すれば、「コウモリ目の複数種」、「Chiroptera spp.」または「ヒナコウモリ科の複数種」、「VESPERTILIONIDAE spp.」ではないのか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。ご指摘を踏まえて評価書にて修正します。</p>
45	<p>8. (619)に「まず、録音された音声をクラスター分析により分類した後、それらのデータを目視確認し、コウモリ類の音声ではないと思われるデータを除外した」と記載されているが、クラスター分析のパラメータを示すこと。</p>	<p>クラスター分析の結果、分類された音声を対象に、画像によりコウモリ類の音声が含まれているかを確認し、画像からコウモリ類の音声でないと判断された画像を対象に音声により確認した上で、当該データを削除しております。</p>
46	<p>9. (619)の注釈2および3に「ソナグラムの特徴や分布情報、専門家ヒアリング結果から・・・」と記載されているが、調査結果（準備書）に対するヒアリング記録がない。本当にコウモリの音声の専門家からヒアリングをおこなったのか。</p>	<p>方法書段階でのヒアリング結果及び石川県レッドデータブックでの能登地域における記載内容を踏まえて整理しました。</p>
47	<p>10. (621)および(622)の結果をみると、「コウモリ目1」の「高度 1m」の相当数が「高度 50m」とダブルカウントされていることは明らかである。これは地表からわずか1mに設置したため、高所からの音声は地面で反射した結果、1mの高さでも録音されたからである。明らかに調査</p>	<p>高度 1mの機材については、風力発電機のブレードの回転範囲より下となる樹林内を移動する個体を把握するために、設置しました。</p> <p>ご指摘の地面の反射については、低高度であるため、直達音と反射音の経路差によるタイムラグは小さく、分</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>の設計ミスである。さらにダブルカウントが起こることはコウモリ類の音声調査に精通していれば当然、予測できるはずであり、これらを整理せず予測評価をおこなうことは調査設計の不備も含めて、極めて未熟なアセスメントであると評価せざるを得ない。</p>	<p>析に当たり別個体としてカウントする可能性は小さいものとなります。</p> <p>仮に、ダブルカウントとなってしまう場合であっても、影響予測にはより安全側の結果を導くため、確認数が多い高度 50mの結果を用いて予測・評価を行っており、問題ないと考えています。</p>
48	<p>11. 「10」の指摘と異なり、ダブルカウントが処理されているのならば、音声調査を実施した風況観測塔（風力発電機の設置位置）には「ヤマコウモリ（推定）」の「移動期の集団ねぐら」があることを示唆している。高度 1m で数千の音声記録されているからである。環境保全の見地からさらに詳しい実態を知る必要があることから、8月から 10 月における高度 1m および 50m の日別時刻別（1 時間集計）の出現回数を図示する必要がある。</p>	<p>現地調査において、ヤマコウモリのねぐらは確認されておりましたが、ご指摘のとおり対象事業実施区域及びその周囲にねぐらが存在する可能性は考えられます。</p> <p>高度 1m で確認された個体については、樹林内など低空で飛翔していることから、バットストライクの影響は小さいと考えますが、事後調査により状況を把握し、必要に応じて、追加的な環境保全措置を検討します。</p>
49	<p>12. (615)における「(ヘテロダイン方式)」の調査開始から終了時刻を日別に記載すること。</p>	<p>ヘテロダイン方式の調査日の開始時間及び終了時間は以下の通りです。</p> <p>2020年4月13日 18:30～22:10  2020年5月11日 18:50～21:20  2020年5月12日 18:50～21:00  2020年6月12日 19:15～23:25  2020年7月15日 19:15～20:40  2020年7月16日 19:15～22:20  2020年8月11日 18:50～23:00  2020年9月13日 18:00～23:50  2020年10月12日 17:20～20:20  2020年10月13日 17:20～20:20</p>
50	<p>13. (759)の注釈1に「風速は輪島特別地域気象観測所のデータを用いた」と記載されているが、調査地点である風況観測塔では風況を観測しなかったのか。調査の設計ミスではないのか。</p>	<p>広域的に風速が低く、天候が安定している際に、コウモリ類が活動すると考え、観測項目が多い輪島特別地域気象観測所のデータを用いて整理を行いました。必要に応じて評価書においては、風況観測塔のデータを用いて整理を行います。</p>
51	<p>14. 「13」で指摘した記載内容について、「輪島特別地域気象観測所」の風速は高度 50m で計測されたものなのか。</p>	<p>上記の理由により、輪島特別地域気象観測所のデータを用いて整理を行いました。</p>
52	<p>15. 「13」および「14」で指摘した「輪島特別地域気象観測所」の標高および本業務における風況観測塔の立地標高を(759)の注釈に記載すること。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。ご指摘を踏まえて評価書にて記載します。</p>
53	<p>16. そもそも海岸域に近い平地の市街地にある「輪島特別地域気象観測所」の風速データを本業務（山地の尾根）で出現しているコウモリ類のデータを当てはめること自体問題がある。平地での風速が弱くても山地では風速が出るだろう。弱風時（カットイン風速以下）でコウモリ類の出現が多くなることを作為的に示した結果ではないのか。</p>	<p>評価書において、必要に応じて、風況観測塔のデータを用いて整理を行い、風況観測塔と輪島特別地域気象観測所のデータの関係を踏まえた整理を行います。</p>
54	<p>17. 以上のことから、コウモリ類についての影響予測をやり直す必要があるだろう。</p>	<p>評価書において、必要に応じて、風況観測塔のデータを用いて整理を行い、風況観測塔と輪島特別地域気象観測所のデータの関係を踏まえた整理を行います。</p>
55	<p>18. (1100)の事後調査について、本事業における事後調査は事前に専門家の意見を参考に計画・実施する必要がある。本準備書のように未熟な者が独断で行うべきではない。</p>	<p>今後の審査や意見等を踏まえて、必要に応じて評価書までに専門家の意見を聞き、事後調査の内容を検討いたします。</p>
56	<p>19. 評価書および事後調査報告書を環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすることは持続可能な環境保全に貢献することと考える。以上。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>評価書及び事後調査結果報告書については、適切な方法による公表などについて、検討いたします。</p>

(5) 動物（鳥類）

No.	一般の意見の概要	事業者見解
57	<p>絶滅のおそれのあるワシタカ類の保護保全上から貴社計画の中止、再検討を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10種のワシタカ類の確認、</li> <li>・国基準絶滅危惧IB類のクマタカの生息確認、</li> <li>・3種（サシバ、ハチクマ、ノスリ）の繁殖確認</li> </ul> <p>貴社が調査した2019～2020年度の結果から、当該地域内には絶滅のおそれのある多種類のワシタカ類（ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、サシバ、オオタカ、ノスリ、クマタカ、ハヤブサの10種）の生息が確認されていることが明らかにされました。</p> <p>このなかで特にクマタカ（環境省基準；絶滅危惧IB類、石川県基準；絶滅危惧II類）が奥能登地区で初めて確認されたことはきわめて貴重な調査結果になりました。</p> <p>さらに、サシバ、ハチクマ、ノスリの3種の繁殖が確認されたことは、当該地域の自然環境が極めて豊かであることを示すものであります。</p> <p>また、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ミサゴの4種についても繁殖期に確認されているところから繁殖している可能性が十分にあります。</p> <p>当支部が貴社の当該事業計画における環境影響評価方法書の意見書で既に述べたとおり（平成31年4月12日）、当該地域にはかねてからこれらのワシタカ類が生息しているため、当地区における貴社の計画は不適切であると指摘しました。</p> <p>今般の「準備書」における貴社の調査結果によっても数種のワシタカ類の繁殖が確認されていることが明らかになり、貴社事業によってこれらの貴重鳥類の生息地の改変による地域的消滅のおそれは免れられないことから、貴社の風力発電機の設置計画の見直し並びに中止についてあらためて要望するものです。</p> <p>&lt;当該地域の希少鳥類その他渡り鳥の多種類が確認される理由&gt;</p> <p>当該地区はもともと長期にわたって野生生物保護対策として「西保鳥獣保護区」として保護されてきた地域であり（平成29年度から令和3年度まで狩猟鳥獣保護区に名称に変更。令和4年度以降、鳥獣保護区に戻る予定）、小鳥類の渡りの高度利用地域に寄与し、併せて捕食者である多種類のワシタカ類の生息を可能にしてきたと考えられます。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、過去に風力発電機が設置されていた範囲に風力発電機を計画するなど、可能な限り地形の改変や樹木の伐採等の範囲が必要最小限となるよう事業計画を検討しております。また、工事に伴う騒音の低減などの環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲で猛禽類への環境影響が回避、低減されていると考えております。</p>
58	<p>当該事業は希少鳥類への影響は大きく、当事業により鳥類生態系の脆弱性を高め、地域的絶滅をもたらすおそれが大きく、事業の中止、再検討を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴社の事業影響予測は科学的な根拠に乏しく、甘い予測に終始している</li> </ul> <p>貴社の当該事業の影響予測は希少鳥類等の「生息環境の減少・消失による影響は小さく」「周辺に同様の環境が残存するから影響は小さい」と記載しているが、ワシタカ類各種の好適採餌区域と事業計画による予測改変区域の重複地域があり、ワシタカ類等生息鳥類への影響は免れず、影響は甚大であると考えられる。</p> <p>よって、少なくとも発電機の規模、設置個所、設置数の再検討、見直しが必要である。</p> <p>また、本調査（2019～2020年調査）により、繁殖箇所判明した場所及び周辺区域における発電機などの設置場所の変更を求めます。</p> <p>今後はこのような希少生物の分布実態に即して、その適応策を講じることが肝要であり、発電機の規模あるい</p>	<p>環境影響評価に当たっては、専門家等のご助言をいただくとともに、方法書段階での審査結果等を踏まえ、適切に調査を実施した上で、その結果に基づき予測及び評価を行っています。また、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討し、事業による影響が回避、低減されていると考えております。一方で、準備書に記載のとおり、施設の稼働に伴う鳥類への影響（バードストライク）については、予測の不確実性の程度が大きいと考え、事後調査を実施することとしております。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>は設置個所を固定的に判断せず、事業計画地域における重要生物種の生息分布や繁殖状況に順応的な対応、処置を求めるものである。</p>	
59	<p>貴社が作成された（仮称）輪島ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書（以下、準備書という）における対象事業実施区域（以下、計画地という）には、地域の生態系ピラミッドの頂点に立つ希少な猛禽類が多く生息しており、かつ、小鳥類の渡りが多い場所です。そのため風力発電施設（以下、風車という）の稼働後には、バードストライクや障壁影響を含む生息地放棄等が発生することが大きく危惧されます。また、既設並びにすでに計画が進められている他の風力発電事業も多数存在するため、下記の配慮と対応を求めます。</p> <p>準備書には既設風力発電所として、輪島コミュニティウインドファーム、輪島もんぜん市民風車、また、計画中の風力発電所として、（仮称）西能登ウインドファーム事業が記載されています。さらに、準備書段階では明らかでなかった（仮称）輪島市南志見風力発電事業、（仮称）深見町ウインドファーム、（仮称）門前穴水風力発電事業等の計画も現在は明確になっています。さらに、環境影響評価法では環境アセスメントが不要と推測される詳細が不明な、合同会社開発 57 号、クラウドバンク・インキュバ株式会社、さとみ風力発電事業合同会社、合同会社アレックの事業等が前述の風力発電所、風力発電事業計画より近隣に計画されています。</p> <p>準備書では他事業との累積的影響評価がなされていませんが、これらの他事業との累積的影響評価を実施すべきです。</p>	<p>準備書に記載をしております現在稼働中の「輪島コミュニティウインドファーム」及び「輪島もんぜん市民風車」については、本事業の風力発電機を設置を想定する位置から 4km 以上の距離が離れており、累積的影響の可能性は小さいと判断しました。また、「（仮称）西能登ウインドファーム事業」等の計画中の風力発電事業についても、さらに距離が離れた事業であり、累積的影響の可能性は小さいと判断しています。</p> <p>その他、現在計画が進められている事業について、事業計画の詳細など十分に把握できない状況であり、現時点で累積的影響の有無を含めて判断ができませんが、今後の他事業の事業計画の熟度などを考慮し、必要と判断される場合には、可能な範囲での累積的影響の検討を行います。</p>
60	<p>重要な鳥類への影響予測結果（ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ）と、上位性注目種（ノスリ）への影響予測結果によると、ブレード、タワーへの接近・接触での球体モデルの年間衝突個体数の推定値の合計は約 0.278 個体/年であり、風力発電機が 20 年間稼働した場合の衝突個体数は 6 個体程度と推測されることとなりますが、希少猛禽類は生態系の上位に位置し風車への衝突による生態系への影響は大きく真摯にとらえるべきです。</p> <p>特に、ハチクマでは 4 ペア 2 巣、サシバでは 3 ペアの営巣、ノスリでは 7 巣が確認されたとあり、採餌を目的で飛翔する個体、あるいは飛翔能力や障害物回避力が低い巣立ったばかりの幼鳥が衝突する可能性は飛躍的に高くなることを懸念します。</p>	<p>生態系上位性の注目種としたノスリについては、環境省モデルでは 0.055 個体/年、球体モデルでは 0.204 個体/年の結果となっております。球体モデルの場合には 20 年間稼働した場合、約 4 個体の衝突の可能性があるとして推測されます。一方で、本事業の実施に伴う好適営巣環境の変化について予測した結果、その減少率は 1.34%程度、好適採餌環境の変化は 1.38%程度と予測します。このように、衝突のリスクはあるものの、ノスリが地域に生息する環境については、影響は小さいものと考え、また、事業者の実行可能な範囲で、環境保全措置を検討し、事業による影響が回避、低減されていると考えております。</p> <p>ただし、施設の稼働に伴う鳥類への影響（バードストライク）については、上述のとおり、予測モデルによりそのリスクの程度が大きく異なるなど予測の不確実性の程度が大きいため、事後調査を実施します。また、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。</p> <p>なお、ご意見にいただいております球体モデルでの年間衝突個体数の推定値の約 0.278 個体/年は、該当種として挙げていただいている種の合計の推定値と想定されます。</p> <p>各種の年間衝突個体数の推定結果は表 1 に示すとおりとなります。ノスリ以外の種について、複数のペアや営巣地が確認されているハチクマやサシバを含めて、その年間衝突個体数の推定結果は十分に小さいものとなっております。バードストライクのリスクは小さいものと考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解																											
		<p>ただし、ご意見のとおり、事業による影響については、真摯に捉え、事業者として実行可能な範囲で影響の回避、低減を図るべきと認識しており、また、上述のとおり、事後調査により影響の程度の把握を行いながら、事業を進めて、影響の低減に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>表1 予測対象種別の年間衝突個体数</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>環境省モデル</th> <th>球体モデル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミサゴ</td> <td>0.002</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>ハチクマ</td> <td>0.011</td> <td>0.039</td> </tr> <tr> <td>ツミ</td> <td>0.002</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>ハイタカ</td> <td>0.001</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>サシバ</td> <td>0.004</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>ノスリ</td> <td>0.055</td> <td>0.204</td> </tr> <tr> <td>クマカタ</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>ハヤブサ</td> <td>0.002</td> <td>0.006</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※単位：個体数/年</p>		環境省モデル	球体モデル	ミサゴ	0.002	0.006	ハチクマ	0.011	0.039	ツミ	0.002	0.006	ハイタカ	0.001	0.003	サシバ	0.004	0.012	ノスリ	0.055	0.204	クマカタ	0.001	0.002	ハヤブサ	0.002	0.006
	環境省モデル	球体モデル																											
ミサゴ	0.002	0.006																											
ハチクマ	0.011	0.039																											
ツミ	0.002	0.006																											
ハイタカ	0.001	0.003																											
サシバ	0.004	0.012																											
ノスリ	0.055	0.204																											
クマカタ	0.001	0.002																											
ハヤブサ	0.002	0.006																											
61	<p>また、渡り鳥通過個体への影響予測結果における、アトリとシメのブレード、タワーへの接近・接触での球体モデルの年間衝突個体数の推定値の合計は約3,207個体/年であり、20年間では65個体程度と推測されることとなります。これは、調査時に確認された個体数(50個体以上)の記録であり、年によって飛来する数が大きく違う小鳥では、あくまでも目安として考えるべきです。</p>	<p>年間衝突個体数について、アトリは環境モデルで0.084個体/年、球体モデルで3.045個体/年、シメは環境モデルで0.005個体/年、球体モデルで0.162個体/年となります。</p> <p>ご意見をいただきましたとおり、年変動による影響はあると考えております。一方で、上述のとおり、モデルによるリスクの違いも大きいなど、施設の稼働に伴う鳥類への影響(バードストライク)については、予測の不確実性の程度が大きいと考え、事後調査を実施します。また、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じながら、影響の低減に努めてまいります。</p>																											
62	<p>希少猛禽類の飛行経路、飛行高度の観察結果においては、多くの確認例があるハチクマ、サシバ、ノスリの飛行情報が記載されていないため、どの設置位置にある風車の影響が大きいか推測できません。これらは営巣位置が推測されないための措置だと思われませんが、これでは準備書を閲覧したものにとっては評価不能であり、営巣位置が想定されないような工夫を行った上で表記が必要です。調査の結果により、閲覧者がバードストライクの危険性について予測、評価が妥当かどうかの判断ができないため、少なくとも閲覧者が判断できる情報を提示すべきです。</p>	<p>事業計画地の周辺で営巣が確認された希少猛禽類については、その飛行情報を記載した場合、営巣地が容易に推定されることから記載を控えてさせていただいておりますが、飛行状況をもとに衝突確率を予測することで、バードストライクの危険性を把握し、その影響を回避、低減するための環境保全措置を検討しております。</p>																											
63	<p>船舶レーダーを用いた調査においては、鳥種の分類ができないことは理解できますが、調査、予測及び評価結果の概要に述べられていません。図10.1.4-20 渡り鳥の確認個体数ではMB1, MB2は計画地内に位置することより、垂直方向の調査から設置位置にある風車について予測及び評価結果を示すべきです。</p>	<p>船舶レーダー調査によって、夜間を含めた鳥類の飛行高度を把握し、当該結果をもとに、「渡り鳥全体」として、飛行高度を踏まえた予測を行っております。</p>																											
64	<p>事後調査としては、バードストライクの有無だけでなく、生息する鳥類、特に希少猛禽類のペアの分布や飛行パターン、生息状況等が事業後にどのように変化するかを確認し、風車稼働による影響を検証すべきです。また、第三者を入れた検討体制を作り、バードストライクが多発した場合は、事業者のみでなく第三者となる有識者も入れて検討する機会を設け、対象となる風車の稼働停止、さらにバードストライクが定常的に発生する場合には、影響の軽減策に風車の撤去を含めるべきです。</p>	<p>事業者の実行可能な範囲で、環境保全措置を検討し、事業による影響が回避、低減されていると考えております。ただし、施設の稼働に伴う鳥類への影響(バードストライク)については、予測の不確実性の程度が大きいと考え、事後調査を実施し、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。第三者となる有識者を入れた検討体制や風力発電機の柔軟な運用などについては、準備書に記載の通り、事後調査の結果に</p>																											

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>事後調査計画(表 10.3.1-1)では「バットストライク・バードストライクに関する調査」では、稼働後1年間の調査とし、重要種の死骸を確認した際には一時冷凍保管して関係各所に報告し、調査後に専門家の意見を踏まえて継続の要否を判断するとあります。これでは、事業後の猛禽類の変化、分布や飛翔パターン、生息状況等の調査が行われず、事後調査としては全く不十分です。また、継続の要否は第三者の意見も取り入れて公正な判断を行うべきです。希少猛禽類のバードストライクが発生していたならば直ちに風車の稼働を止め、繁殖行動による成鳥の行動によるもの、幼鳥の飛翔によるものなどの原因を究明し、さらにバードストライクが発生する可能性があればそのシーズンでの風車の稼働を停止すべきです。事後調査については、風車の稼働直後の状態、さらに、稼働の平常化した状態での調査を行い、希少猛禽類のペアの入れ代わりなども考慮して、「稼働から1年後、5年後、10年後」の調査を最低限実施すべきです。</p> <p>なお、事後調査の結果は事業者のホームページに公開するとありますが、第三者委員会での検討結果も盛り込むべきです。バードストライクについては、重要な種だけではなく、全ての事例も公開する種に含める必要があります。</p>	<p>よる環境影響の状況を踏まえて検討することとしており、効果的な環境保全措置の一つであると考えております。</p> <p>また、事後調査により確認されたバードストライクの事例の公開についても、適切な情報公開となるよう努めます。</p>

## (6) 動物 (生態系)

No.	一般の意見の概要	事業者見解
65	<p>バードストライク(渡り鳥等の衝突)及び風車風下の大気攪乱の問題</p> <p>衝突による多数の死骸発生の事例の他にも、回転翼の5倍の範囲で個体数が1/6に減少するとの研究報告があると聞く。春秋には渡り鳥が大陸から舩倉島と七ツ島、そして三蛇山を通過して本州各地へが代表的な飛行コースとなっている。中でも、舩倉島は知る人ぞ知るバードウォッチングのメッカとして渡航制限が出るほど有名な地域である。</p> <p>特に、田畑に害を及ぼすネズミ・モグラ等の小動物を捕獲する生態系頂点の猛禽類の減少は、里山の農業の多大な影響を及ぼす。猛禽類を頂点とする生態系保全の対策を伺いたい。</p>	<p>地域の生態系の上位性を指標とする種として、猛禽類の一種であるノスリを選定し、調査、予測及び評価を行った結果、対象事業実施区域及び近傍に営巣する3ペアを除き、影響は軽微であると評価しました。影響の可能性がある3ペアについても、風力発電機の設置及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採や地形等の改変は必要最小限にとどめるなどにより影響の低減を図ります。</p>
66	<p>近年は禁猟区の拡大と耕作放棄地の増加などに伴い、ヤマドリが個体数が目に見えて増加してきており嬉しいことであるが、これらの影響が危惧される。生態系を含む自然環境とこの地で営々と営まれてきた農・林・漁業、この「能登の里山里海」について、その評価と保全にむけた対処をお聞きしたい。</p>	<p>能登の里山里海については、長い時間をかけて自然と暮らしが調和した文化が育まれている貴重な場所であることを事業者としても認識しております。本事業の実施にあたっては、事業計画地の絞り込み等を行うことなどを通して事業実施に伴う環境影響を可能な限り回避、低減するとともに、林道の拡幅や整備、維持管理を行うなど、農業等を営んできた地域住民の生活の一助となるような支援を末永く行う予定としております。</p>

## (7) 景観

No.	一般の意見の概要	事業者見解
67	<p>世界農業遺産に日本で最初に認定を受けた「能登の里山里海」の地に林立する景観</p> <p>「能登の里山里海」は一朝一夕にしてできたものではなく、先人の永年の生活慣習と努力によって培われたものと考えている。</p> <p>①この地の海拔300m～350mの丘陵地の尾根に、その半分位の高さ150mの巨大風車が21基も林立する。うち1基は、伝統的建造物群保存・風致地区に指定されている</p>	<p>本計画に関して文化庁からクレームを頂いたことはありませんが、間垣の里に関する重要文化的景観の保護の観点から輪島市と協議を進めた結果、現在の風力発電機配置を公表させて頂いております。今後も引き続き輪島市及び関係地区と協議をさせていただきながら、事業検討を進めて参りたいと考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	「間垣地区」に弊害を与えるとして文化庁のクレームがあり、別の場所へ移転する計画変更となった。観光等で訪れる人々がどのような感想・受け止めを感受すると思うかを含めて地域に住む輪島市民全体に関わる問題と考える。	
68	下黒川地内ミズバショウ群生地に近い旧北電風車跡地に計画の風車10番は、別紙のとおり、発電モーターが仰角18.33°、ローターの頂点が仰角25.75°であり、環境省の報告書では「息詰まる圧迫感を感じる」存在レベルである。「憩いの場」として存在し得るのか。	風力発電機の景観影響については、評価する知見等が無い中で、ご提示いただいた「鉄塔の見え方の知見」を評価指標として用いられています。また、近年、風力発電機の建設が進む中で、「風力発電機景観に対する反応及びその閾値の知見」が2018年に報告されており、この知見では「8.0°以上からは、風力発電機に対して圧迫感を覚え始める」とされています。 ご指摘のミズバショウ群生地からの景観については、数字としては垂直見込み角が8.0°を上回る状況ですが、樹木などの周囲環境を確認した上で、場の位置づけや保全の方向性などについて今後検討いたします。
69	風景・景観の多大な悪影響が免れず、計画の再検討、中止を求めます。 ・事業計画地が輪島市景観条例の「間垣の里」区域内にあること、文化財保護法の「重要文化的景観地」の直近地区にあること 貴社の計画地域は輪島市景観条例による景観形成基準による「間垣の里」エリア内にあり、かつ当該計画地は文化財保護法による「重要文化的景観」に指定されている輪島市大沢地区、上大沢地区の直近後背地に位置している。当地区は三蛇山、佐比野山、烏ヶ山、動坂山に囲まれ、西二又川、谷坂川、桶滝川を擁して地理地形上、一体的な景観を形成している地域である。また、桶滝川流域には「いしかわ自然百景」の「桶滝」、西二又川では「男女滝」の名勝地が分布し、本県のきわめて自然景観の卓越した地域である。 よって輪島市景観重点地区の「間垣の里」エリア内に計画されている12基(No1-5、9-15)及び景観形成重要地域(陸)内の9基(No6-8、10、16-19)の風力発電機の設置は再検討もしくは中止すべきものである。	能登半島は風景が美しく、石川県も景観形成に力を入れていることは承知しております。風力発電施設が景観阻害にならないよう、環境影響評価を通じて、ご理解いただけるよう努めて参ります。

## (8) 情報公開

No.	一般の意見の概要	事業者見解
70	環境アセスメント制度における準備書がダウンロードや印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、1千ページを超える準備書に対して環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1ヶ月と短く、かつ、意見書の提出期限までの2週間が縦覧できないことは作成した意見書の準備書との整合を確認できません。これを避けるためにもインターネット上で縦覧期間を延長か、常時閲覧可能にするべきです。 また、環境影響評価法に規定される縦覧・公開期間が終了した後も、環境省のウェブサイトおよびアセス図書の国立国会図書館支部・環境省図書館での公開を行っていただきたい。さらには、石川県立図書館での公開も検討願いたい。	図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。インターネットにおいて継続して閲覧できるようにする事でインターネット上に最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。 また、図書の記載内容は、当社のノウハウや事業計画に係る情報を含むものです。現状では第三者の2次利用を制限する具体的な手法が担保されておらず、無断2次利用が生じた場合、知的財産保護の観点から法的な措置を検討する必要が生じる懸念があります。 このため、現時点では環境影響評価に係る図書を縦覧期間終了後も継続してインターネット等で閲覧できるようにすることは控えさせていただきますが、引き続き関係機関との協議を実施するとともに、地域住民への説明会を開催し、住民の方への情報提供に努めます。

北陸中日新聞（令和3年10月28日 朝刊31面）

**環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)**  
 環境影響評価法に基づき、「(仮称)輪島ウインドファーム事業環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の氏名及び住所 電源開発株式会社  
 代表者：代表取締役社長 渡部 肇史  
 所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称、種類、規模  
 (仮称)輪島ウインドファーム事業  
 (風力発電 最大九万三千キロワット)

■対象事業が実施されるべき区域及び関係地域の範囲  
 石川県輪島市

■準備書等の縦覧の場所、期間及び時間  
 ①縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所総務企画部企画振興課、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、門前総合支所  
 令和3年10月28日(木)～令和3年11月29日(月)  
 ②縦覧期間：令和3年10月28日(木)～令和3年11月29日(月)  
 ③縦覧時間：開庁時間に準ずる。  
 ④電子縦覧：電源開発株式会社ホームページ  
<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所  
 ○令和3年11月13日(土)14時00分開始 西保公民館(輪島市大沢町)ホサソ2013  
 ○令和3年11月14日(日)14時00分開始 大屋公民館(輪島市小伊勢町)丸垣内22-1  
 ※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い説明会開催日程を変更する  
 場合、右記電子縦覧のページに開催予定を掲載します。

■意見書の提出  
 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。  
 ①提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送(当日消印有効)によりご提出ください。  
 ※個人情報情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間：令和3年10月28日(木)～令和3年12月13日(月)

■意見書提出先・お問い合わせ先  
 電源開発株式会社 風力事業部 陸上開発室  
 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
 TEL03-3546-9600 担当：松浦、川原、中井

北國新聞（令和3年10月28日 朝刊5面）

**環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)**  
 環境影響評価法に基づき、「(仮称)輪島ウインドファーム事業環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の氏名及び住所  
 電源開発株式会社(代表者：代表取締役社長 渡部 肇史、  
 所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号)

■対象事業の名称、種類、規模  
 (仮称)輪島ウインドファーム事業  
 (風力発電 最大九万三千キロワット)

■対象事業が実施されるべき区域及び関係地域の範囲  
 石川県輪島市

■準備書等の縦覧の場所、期間及び時間  
 ①縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所総務企画部企画振興課、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、門前総合支所  
 令和3年10月28日(木)～令和3年11月29日(月)  
 ②縦覧期間：令和3年10月28日(木)～令和3年11月29日(月)  
 ③縦覧時間：開庁時間に準ずる。  
 ④電子縦覧：電源開発株式会社ホームページ  
<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所  
 令和3年11月13日(土)14時00分開始 西保公民館(輪島市大沢町ホサソ2013)  
 令和3年11月14日(日)14時00分開始 大屋公民館(輪島市小伊勢町丸垣内22-1)  
 ※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い説明会開催日程を変更する  
 場合、右記電子縦覧のページに開催予定を掲載します。

■意見書の提出  
 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。  
 ①提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送(当日消印有効)によりご提出ください。  
 ※個人情報情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間：令和3年10月28日(木)～令和3年12月13日(月)

■意見書提出先・お問い合わせ先  
 電源開発株式会社 風力事業部 陸上開発室  
 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
 TEL03-3546-9600 担当：松浦、川原、中井

**環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について (お知らせ)**  
環境影響評価法に基づき、「(仮称) 輪島ウインドファーム事業環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の氏名及び住所

電源開発株式会社  
代表者：代表取締役社長 渡部 肇史  
所在地：東京都中央区銀座6丁目15番1号

■対象事業の名称、種類、規模

(仮称) 輪島ウインドファーム事業  
(風力発電、最大90,300キロワット)

■対象事業が実施されるべき区域及び関係地域の範囲

石川県輪島市

■準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

①縦覧場所：

石川県庁行政情報サービスセンター、  
奥能登総合事務所総務企画部企画振興課、  
輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、  
門前総合支所

②縦覧期間：

令和3年10月28日(木)～  
令和3年11月29日(月)

③縦覧時間：開庁時間に準ずる。

④電子縦覧：

電源開発株式会社ホームページ  
(<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>)

■説明会の開催日時・場所

令和3年11月13日(土)14時00分開始  
西保公民館(輪島市大沢町ホサソ 201-3)

令和3年11月14日(日)14時00分開始  
大屋公民館(輪島市小伊勢町丸垣内 22-1)

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い  
説明会開催日程を変更する場合、左記電  
子縦覧のページに開催予定を掲載します。

■意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全  
の見地からのご意見をお持ちの方は、書面  
により提出することができます。

①提出方法：

氏名及び住所、準備書の名称、環境の保  
全の見地からのご意見を記載し、縦覧場  
所に設置する意見書箱に投函いただくか  
下記まで郵送(当日消印有効)により  
ご提出ください。  
※個人情報が必要かつ適切な安全管理措  
置を講じます。

②提出期間：

令和3年10月28日(木)～  
令和3年12月13日(月)

■意見書提出先・お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 陸上開発室

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
TEL 03-3546-9600 担当/松浦・川原・中井

越後屋 折込チラシ (令和3年10月29日)

**環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について(お知らせ)**

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 輪島ウインドファーム事業環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の氏名及び住所：電源開発株式会社(代表者：代表取締役社長 渡部 肇史 所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号)

■対象事業の名称、種類、規模：(仮称) 輪島ウインドファーム事業(風力発電、最大九万三千キロワット)

■対象事業が実施されるべき区域及び関係地域の範囲：石川県輪島市

■準備書等の縦覧の場所、期間及び時間：1.縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所総務企画部企画振興課、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、門前総合支所

2.縦覧期間：令和3年10月28日(木)～令和3年11月29日(月) 3.縦覧時間：開庁時間に準ずる

4.電子縦覧：電源開発株式会社ホームページ(<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>)

■説明会の開催日時・場所：令和3年11月13日(土)14時00分開始 西保公民館(輪島市大沢町ホサソ201-3)  
令和3年11月14日(日)14時00分開始 大屋公民館(輪島市小伊勢町丸垣内22-1)

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い説明会開催日程を変更する場合、上記電子縦覧のページに開催予定を掲載します。

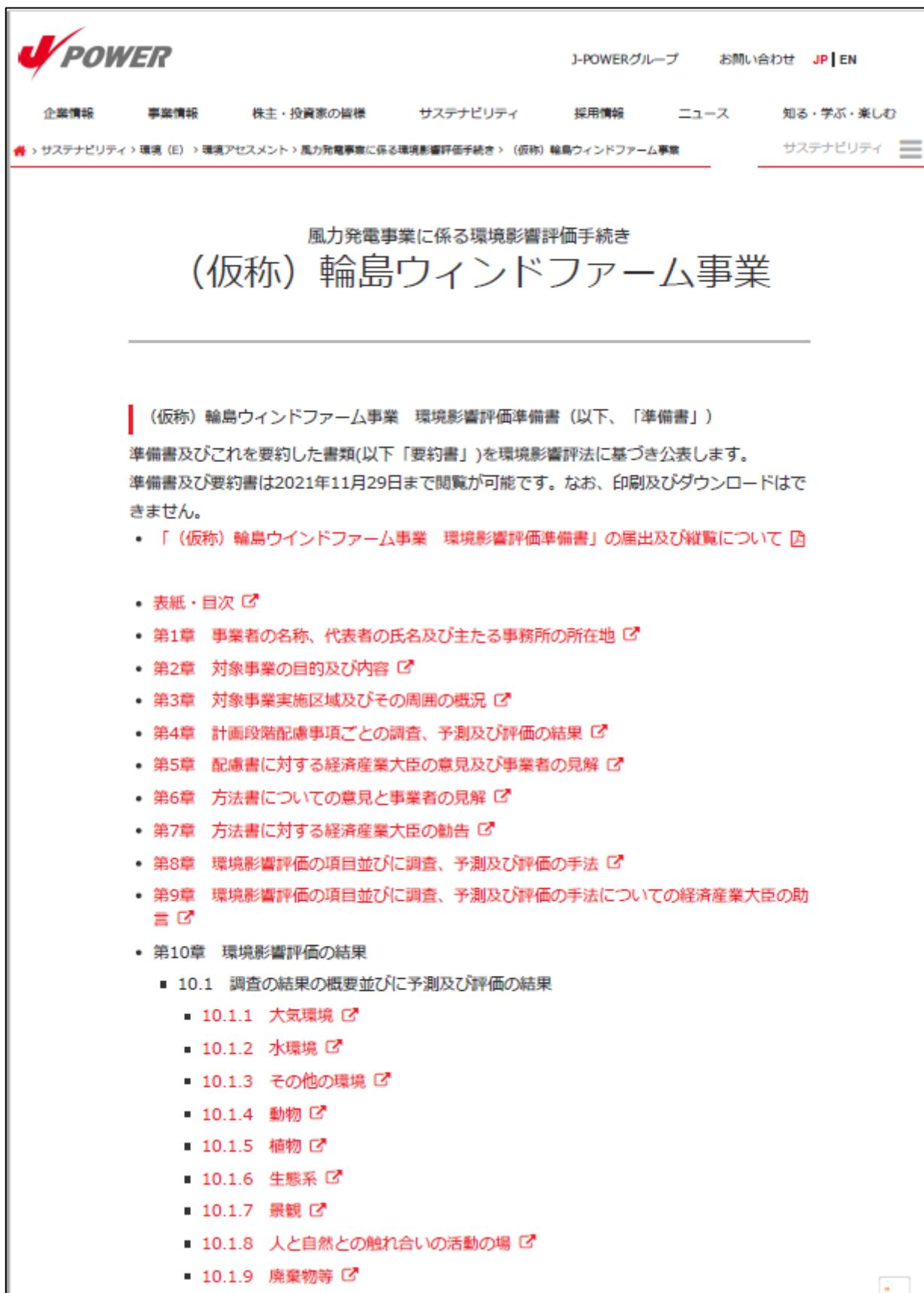
■意見書の提出：1.提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函

いただくか、下記まで郵送(当日消印有効)によりご提出ください。※個人情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

2.提出期間：令和3年10月28日(木)～令和3年12月13日(月)

意見書提出先・お問い合わせ先 電源開発株式会社 風力事業部 陸上開発室

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号 TEL.03-3546-9600 担当：松浦・川原・中井



**J-POWER** J-POWERグループ お問い合わせ JP | EN

企業情報 事業情報 株主・投資家の皆様 サステナビリティ 採用情報 ニュース 知る・学ぶ・楽しむ

サステナビリティ > 環境 (E) > 環境アセスメント > 風力発電事業に係る環境影響評価手続き > (仮称) 輪島ウィンドファーム事業

サステナビリティ

## 風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 輪島ウィンドファーム事業

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書 (以下、「準備書」)  
準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。  
準備書及び要約書は2021年11月29日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

- ・ 「(仮称) 輪島ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について [☞](#)
- ・ 表紙・目次 [☞](#)
- ・ 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [☞](#)
- ・ 第2章 対象事業の目的及び内容 [☞](#)
- ・ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 [☞](#)
- ・ 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [☞](#)
- ・ 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [☞](#)
- ・ 第6章 方法書についての意見と事業者の見解 [☞](#)
- ・ 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [☞](#)
- ・ 第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [☞](#)
- ・ 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言 [☞](#)
- ・ 第10章 環境影響評価の結果
  - 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
    - 10.1.1 大気環境 [☞](#)
    - 10.1.2 水環境 [☞](#)
    - 10.1.3 その他の環境 [☞](#)
    - 10.1.4 動物 [☞](#)
    - 10.1.5 植物 [☞](#)
    - 10.1.6 生態系 [☞](#)
    - 10.1.7 景観 [☞](#)
    - 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場 [☞](#)
    - 10.1.9 廃棄物等 [☞](#)

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ (2/2)

- 10.2 環境の保全のための措置 [☞](#)
- 10.3 事後調査 [☞](#)
- 10.4 環境影響の総合的な評価 [☞](#)
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [☞](#)
- 第12章 その他環境省令で定める事項 [☞](#)
  
- 資料編1 [☞](#)
- 資料編2 [☞](#)
  
- 要約書 [☞](#)
  
- ご意見記入用紙 [☞](#)

---

（仮称）輪島ウインドファーム事業 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）  
方法書及び要約書の閲覧は2019年3月31日に終了しました。

---

（仮称）輪島ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）  
配慮書及び要約書の閲覧は2018年6月21日に終了しました。

---

お問い合わせ先  
電源開発株式会社 風力事業部 陸上開発室  
TEL：03-3546-9600（平日9時～17時）

---

石川県ホームページにおけるお知らせ

石川県ホームページにおけるお知らせ

環境アセスメント（環境影響評価制度）について

更新日：2021年11月25日

### 環境アセスメント（環境影響評価制度）について

**1 環境アセスメント（環境影響評価制度）とは**

環境アセスメント制度とは、土木の建設等や工場の建設などの開発事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえ環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする制度です。

**2 ふるさと石川の環境を守り育てる条例における環境アセスメントについて**

本県では、環境アセスメントの対象経路や一帯の手続きなどを定めた石川県環境影響評価条例を平成11年3月に制定・運用してきましたが、平成16年4月に施行した「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合し、一部内容の充実した環境アセスメント制度としてスタートしています。

- ▶▶▶ 環境アセスメント（環境影響評価）制度のあらまし（PDF：502KB）
- ▶▶▶ 環境影響評価法（PDF：184KB）
- ▶▶▶ ふるさと石川の環境を守り育てる条例（外部リンク）（第199条～第238条）
- ▶▶▶ ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行細則（外部リンク）（第148条～第193条）
- ▶▶▶ ふるさと石川の環境を守り育てる条例 施行規則（外部リンク）（環境影響評価法）

環境影響評価法の概要等や条例等については、環境省の環境影響評価情報ネットワークに詳細が記載されています。

環境省「環境影響評価情報ネットワーク」のホームページ（外部リンク）

**3 環境アセスメントの手続き状況**

**手続中の事業**

**(仮称)珠洲大浜川ウィンドファーム事業<sup>1)</sup>（日本電力サービス株式会社）**

令和3年11月22日に、計画内環境影響評価に対する環境の保全の観点からの知事意見を事業者に通知しました。

- ▶▶▶ 結果報告（PDF：132KB）

**(仮称)門前川水風力発電事業<sup>2)</sup>（リニューアブル・ジャパン株式会社）**

現在、計画内環境影響評価を整理中、また、調査中です。（令和3年11月9日から令和3年12月9日まで）

観望場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中央地区コミュニティセンター、七尾市中央地区コミュニティセンター 窓口分館、穴水町役場分庁舎、水鏡町農業事務所、輪島市役所本庁舎、輪島市の図書館、輪島市門前総合公民館、石川県環境教育協会事務局

※事業者のホームページでも、公表されています。

<https://www.en-1.com/mieff/>

**(仮称)輪島ウィンドファーム事業<sup>1)</sup>（高源開発株式会社）**

現在、環境影響評価準備書に係る意見募集期間中です。（令和3年12月13日まで）

観望場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所総務企画部企画課環境課、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、門前総合公民館

観望期間：令和3年10月28日から令和3年11月29日

※事業者のホームページでも、公表されています。

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※赤枠箇所拡大

**(仮称)輪島ウィンドファーム事業<sup>1)</sup>（高源開発株式会社）**

現在、環境影響評価準備書に係る意見募集期間中です。（令和3年12月13日まで）

観望場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所総務企画部企画課環境課、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、門前総合公民館

観望期間：令和3年10月28日から令和3年11月29日

※事業者のホームページでも、公表されています。

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

**(仮称)輪島ウィンドファーム事業<sup>1)</sup>（高源開発株式会社）**

現在、環境影響評価準備書に係る意見募集期間中です。（令和3年12月13日まで）

観望場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所総務企画部企画課環境課、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、門前総合公民館

観望期間：令和3年10月28日から令和3年11月29日

※事業者のホームページでも、公表されています。

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業

手続根拠	環境影響評価法	
事業者	電源開発株式会社	
対象事業の種類	風力発電施設	
対象事業の規模	発電出力 最大90,300kW	
対象事業実施区域	石川県輪島市三蛇山、佐比野山付近	
配慮書	公告縦覧	平成30年5月22日から平成30年6月21日
	平成30年度第3回石川県環境審議会環境影響評価部会	平成30年7月17日
	石川県環境審議会答申	平成30年7月31日
	知事意見	平成30年8月8日 <a href="#">PDF 知事意見 (PDF : 260KB)</a>
方法書	公告縦覧	平成31年3月1日から平成31年3月31日
	令和元年度第1回石川県環境審議会環境影響評価部会	令和元年5月20日
	令和元年度第2回石川県環境審議会環境影響評価部会	令和元年7月24日
	石川県環境審議会答申	令和元年7月31日
	知事意見	令和元年8月6日 <a href="#">PDF 知事意見 (PDF : 238KB)</a>
準備書	公告縦覧	令和3年10月28日から令和3年11月29日
評価書		

くらしのガイド
事業者の方へ
観光・文化
市政情報
防災

[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [分野](#) > [環境・衛生](#) > [その他](#)  
[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [分野](#) > [環境・衛生](#)  
[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [区分](#) > [お知らせ](#)  
[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [注目情報](#) > [注目情報に掲載する](#)  
[TOP](#) > [カテゴリ](#) > [組織](#) > [市民生活部](#) > [環境対策課](#)

分野から探す

- [届出・登録・証明](#)
- [保険・年金・介護](#)
- [福祉](#)
- [健康・予防](#)
- [税金](#)
- [育児・教育](#)
- [住宅・インフラ](#)
- [防災・救急](#)
- [環境・衛生](#)
- [消費生活](#)
- [入札・契約](#)
- [都市整備](#)
- [産業・雇用](#)
- [観光情報](#)
- [市の紹介](#)
- [世界農業遺産](#)
- [施設案内](#)
- [市役所ご案内](#)
- [広報・広聴](#)

## 環境アセスメントの縦覧情報

公開日 2021年11月30日

【縦覧中の事業】

- [・\(仮称\)門前六水風力発電事業\(PDF\)\[PDF: 52.1KB\]](#)

**1. 環境アセスメントとは**

環境アセスメント（環境影響評価）とは、開発事業の実施に当たって、それが環境にどのような影響を与えるかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価を行い、その内容を公表して住民や関係自治体などから環境保全上の観点から意見を聴き、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。

**2. 環境アセスメントの縦覧**

環境アセスメントの手続きでは、「配慮書」「方法書」「準備書」「評価書」の各段階で、事業者が縦覧を行います。

**3. 環境アセスメントの手続き中の事業**

- [・\(仮称\)西能登Windファーム事業 \(PDF\)\[PDF: 44.8KB\]](#)
- [・\(仮称\)輪島Windファーム事業 \(PDF\)\[PDF: 46.1KB\]](#)
- [・\(仮称\)輪島市南志見風力発電事業 \(PDF\)\[PDF: 45.8KB\]](#)
- [・\(仮称\)能登里山風力発電事業 \(PDF\)\[PDF: 45.4KB\]](#)
- [・\(仮称\)深豆町Windファーム事業 \(PDF\)\[PDF: 42.5KB\]](#)
- [・\(仮称\)宝立町Windファーム事業 \(PDF\)\[PDF: 44KB\]](#) 事業廃止（公表）令和3年9月28日
- [・\(仮称\)門前六水風力発電事業\(PDF\)\[PDF: 52.1KB\]](#)

(仮称) 輪島Windファーム事業	
事業者	電源開発株式会社
事業の種類	風力発電施設（陸上）
事業の実施区域	輪島市三蛇山、佐比野山周辺
事業の規模	最大90,300kw 基数:21基(単基出力:4,300kw)

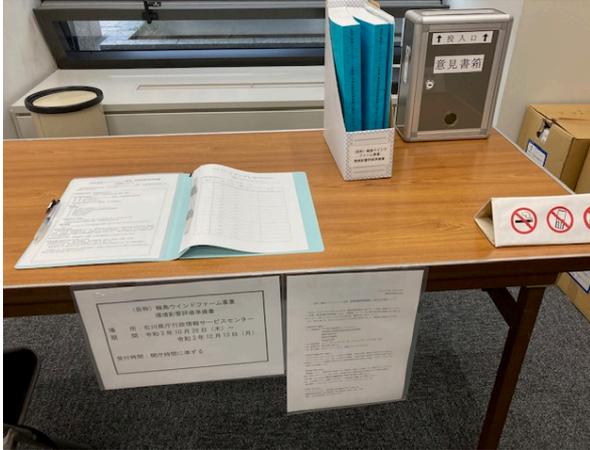
  

縦覧情報		
段階	期間	場所
配慮書	平成30年5月22日から 平成30年6月21日まで	輪島市役所本庁舎、門前総合支所、 輪島市立図書館
方法書	平成31年3月 1日から 平成31年3月31日まで	輪島市役所本庁舎、門前総合支所、 輪島市立図書館
準備書	令和3年10月28日から 令和3年11月29日まで	輪島市役所本庁舎、門前総合支所、 輪島市立図書館



縦覧状況 (1/1)

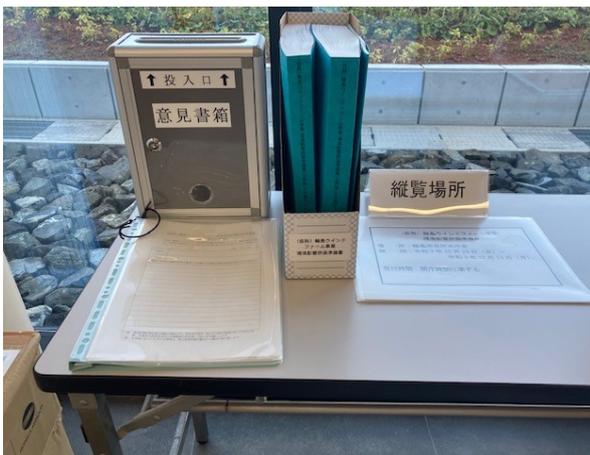
石川県庁行政情報サービスセンター



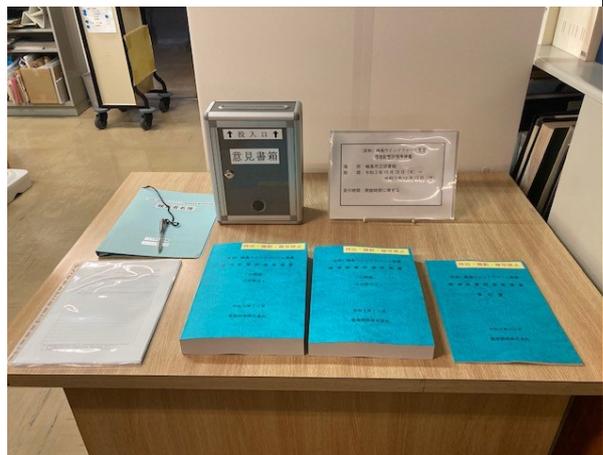
奥能登総合事務所総務企画部企画振興課



輪島市役所本庁舎



輪島市立図書館



門前総合支所

